

自環第30096－10001号

令和6年2月5日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

群馬県知事 山本 一太

群馬県産ニホンジカ肉の「出荷・検査方針」の見直しについて

記

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、令和5年7月7日付けで、提出した「出荷・検査方針」を別添のとおり見直したので、提出する。

群馬県ニホンジカ肉「出荷・検査方針」の変更内容及びその理由

変更 1

【内容】 検査主体を食肉加工処理施設から県又は捕獲地の市町村へ変更

【理由】 行政が放射性物質検査を行うことで、出荷制限解除のためのモニタリング調査として活用を進めるため

変更 2

【内容】 放射性物質検査結果の通知の規定を追加

【理由】 変更 1 に伴い、検査主体から関係機関へ検査結果を通知する必要があるため

変更 3

【内容】 食肉加工処理施設の捕獲個体の受入れ方法の拡充

【理由】 捕獲個体の食肉加工処理施設への受入れ方法を食肉加工処理施設への搬入に加えて、捕獲現場での引き取りも可能にするため

変更 4

【内容】 年間受入れ計画作成の規定を追加

【理由】 変更 1 に伴い、行政が放射性物質検査の実施数を事前に把握する必要があるため

出荷・検査方針

1 ニホンジカ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として高崎市内の食肉処理加工施設「箕輪フーズ」(以下、「施設」という。)が受け入れたニホンジカ肉(以下、「獣肉」という。)については、群馬県又は捕獲地の市町村(以下「検査主体」という。)が、全頭を自ら又は食品衛生法に基づく登録検査機関(以下、「検査機関」という。)に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行うものとする。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg 以下の場合、検査した個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg を超過した場合は、検査主体が自ら又は検査機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。
- (4) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg 以下の場合、検査した個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg を超過した場合は、検査した個体の肉は施設において廃棄するものとする。
- (6) 検査結果は、検査主体が「放射性物質検査結果通知書」を発行して施設及び群馬県又は捕獲地の市町村へ通知する。施設は、通知を受けて搬入・処理管理台帳(以下、「管理台帳」という。)に検査結果を記載する。

2 施設における個体の受入

- (1) 施設は、捕獲地の市町村(以下、「市町村」という。)と連携し、施設が受け入れる個体の捕獲者について、捕獲者ごとに群馬県内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを市町村に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。
- (2) 施設は、捕獲者台帳に記載された捕獲者が捕獲した個体を受け入れることとし、市町村職員は施設への引渡し時に立ち会うものとする。
- (3) 市町村は、施設から提出された捕獲者台帳の写しを、随時、群馬県に提出し、両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。
- (4) 受け入れた個体の効率的な検査を行うため、市町村は施設の意向を踏まえ、県と協議の上、年間受入計画を作成し、県へ提出する。年間受入数が計画を上回る見込みとなる場合には、市町村が県へ計画変更の協議を行う。

3 施設における管理等

(1) 個体の管理

- ア 施設は、個体の識別のための個体番号を付し、捕獲者、捕獲日、捕獲場所、体重、性別及び検査結果等を管理台帳に記載し、その写しを市町村に提出する。
- イ 市町村は、施設から提出された管理台帳の写しを、随時、群馬県に提出し、両方で情報を共有することで適切な個体の管理を行う。

(2) 獣肉の保管・管理

- ア 受け入れた個体は、原則として受入日に解体処理及び検査試料の採取を行い、保冷庫で保管する。
- イ 検査の試料採取及び試料の検査機関への送付は、検査主体の依頼に基づき、施設が行う。ただし、試料の梱包までは市町村の職員立会いの下、行うものとする。
- ウ 獣肉は、検査結果が判明するまで、施設で保管・管理を行う。
- エ 獣肉の検査結果が基準値以下である場合は、食用として施設から出荷することができる。また、基準値を超過した場合は、市町村の職員立会いの下、施設が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄する。

(3) 獣肉の出荷

獣肉を出荷するに当たり、施設は、全ての獣肉について個体番号毎に出荷・販売先を管理し、管理台帳に記載する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

群馬県、市町村及び施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、施設が出荷・販売し流通している獣肉は、放射性物質の含有について食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

附則

この出荷・検査方針は、令和5年8月18日から適用する。

この出荷・検査方針は、令和6年4月1日から適用する。

群馬県ニホンジカ肉出荷・検査方針 新旧対照表

新	旧
1 ニホンジカ肉の放射性物質検査 (1) 食肉加工を目的として高崎市内の食肉処理加工施設「箕輪フーズ」(以下、「施設」という。)が受け入れたニホンジカ肉(以下、「獣肉」という。)については、<u>群馬県又は捕獲地の市町村(以下「検査主体」という。)</u>が、全頭を<u>自ら又は食品衛生法に基づく登録検査機関</u>(以下、「検査機関」という。)に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行うものとする。 (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50 Bq/kg 以下の場合は、検査した個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。 (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50 Bq/kg を超過した場合は、<u>検査主体が自ら又は</u>検査機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。 (4) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100 Bq/kg 以下の場合は、検査した個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。 (5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100 Bq/kg を超過した場合は、検査した個体の肉は施設において廃棄するものとする。 (6) 検査結果は、<u>検査主体が「放射性物質検査結果通知書」を発行して施設及び群馬県又は捕獲地の市町村へ通知する。施設は、通知を受けて</u>搬入・処理管理台帳(以下、「管理台帳」という。)に<u>検査結果を</u>記載する。	1 ニホンジカ肉の放射性物質検査 (1) 食肉加工を目的として高崎市内の食肉処理加工施設「箕輪フーズ」(以下、「施設」という。)が受け入れたニホンジカ肉(以下、「獣肉」という。)については、<u>施設が全頭を県と事前に協議して決定した検査機関</u>(以下、「検査機関」という。)に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行うものとする。 (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50 Bq/kg 以下の場合は、検査した個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。 (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50 Bq/kg を超過した場合は、<u>施設が</u>検査機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。 (4) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100 Bq/kg 以下の場合は、検査した個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。 (5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100 Bq/kg を超過した場合は、検査した個体の肉は施設において廃棄するものとする。 (6) 検査結果は、<u>施設が</u>搬入・処理管理台帳(以下、「管理台帳」という。)に記載する。

2 施設における個体の受入 (1) 施設は、捕獲地の市町村（以下、「市町村」という。）と連携し、施設が受け入れる個体の捕獲者について、捕獲者ごとに群馬県内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを市町村に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。 (2) 施設は、捕獲者台帳に記載された捕獲者が捕獲した個体を受け入れることとし、市町村職員は施設への<u>引渡し</u>時に立ち会うものとする。 (3) 市町村は、施設から提出された捕獲者台帳の<u>写し</u>を、随時、群馬県に提出し、両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。 <u>(4) 受け入れた個体の効率的な検査を行うため、市町村は施設の意向を踏まえ、県と協議の上、年間受入計画を作成し、県へ提出する。年間受入数が計画を上回る見込みとなる場合には、市町村が県へ計画変更の協議を行う。</u> 3 施設における管理等 (1) 個体の<u>管理</u> ア 施設は、個体の識別のための個体番号を付し、捕獲者、捕獲日、捕獲場所、体重、性別及び検査結果等を管理台帳に記載し、その写しを市町村に提出する。 イ 市町村は、施設から提出された管理台帳の<u>写し</u>を、随時、群馬県に提出し、両方で情報を共有することで適切な個体の管理を行う。 (2) 獣肉の保管・管理 ア 受け入れた個体は、原則として受入日に解体処理及び検査試料の採	2 施設における個体の受入 (1) 施設は、捕獲地の市町村（以下、「市町村」という。）と連携し、施設が受け入れる個体の捕獲者について、捕獲者ごとに群馬県内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを市町村に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。 (2) 施設は、捕獲者台帳に記載された捕獲者が捕獲した個体を受け入れることとし、市町村職員は施設への<u>受入時</u>に立ち会うものとする。 (3) 市町村は、施設から提出された捕獲者台帳を、随時、群馬県に提出し、両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。 3 施設における管理等 (1) 個体の<u>受入及び確認</u> ア 施設は、個体の識別のための個体番号を付し、捕獲者、捕獲日、捕獲場所、体重、性別及び検査結果等を管理台帳に記載し、その写しを市町村に提出する。 イ 市町村は、施設から提出された管理台帳を、随時、群馬県に提出し、両方で情報を共有することで適切な個体<u>及び加工された肉</u>の管理を行う。 (2) 獣肉の保管・管理 ア 受け入れた個体は、原則として受入日に解体処理及び検査試料の採
--	--

取を行い、保冷庫で保管する。 イ 検査の試料採取及び試料の検査機関への送付は、<u>検査主体の依頼に基づき</u>、施設が行う。ただし、試料の梱包までは市町村の職員立会の下、行うものとする。 ウ 獣肉は、検査結果が判明するまで、施設で保管・管理を行う。 エ 獣肉の検査結果が基準値以下である場合は、食用として施設から出荷することができる。また、基準値を超過した場合は、市町村の職員立会の下、施設が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄する。 (3) 獣肉の出荷 獣肉を出荷するに当たり、施設は、全ての獣肉について個体番号毎に出荷・販売先を管理し、管理台帳に記載する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。 4 情報の提供 群馬県、市町村及び施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、施設が出荷・販売し流通している獣肉は、放射性物質の含有について食品衛生法上問題のないものであることを周知する。 附則 この出荷・検査方針は、令和5年8月18日から適用する。 <u>この出荷・検査方針は、令和6年4月1日から適用する。</u>	取を行い、保冷庫で保管する。 イ 検査の試料採取及び試料の検査機関への送付は、施設が行う。ただし、試料の梱包までは市町村の職員立会の下、行うものとする。 ウ 獣肉は、検査結果が判明するまで、施設で保管・管理を行う。 エ 獣肉の検査結果が基準値以下である場合は、食用として施設から出荷することができる。また、基準値を超過した場合は、市町村の職員立会の下、施設が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄する。 (3) 獣肉の出荷 獣肉を出荷するに当たり、施設は、全ての獣肉について個体番号毎に出荷・販売先を管理し、管理台帳に記載する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。 4 情報の提供 群馬県、市町村及び施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、施設が出荷・販売し流通している獣肉は、放射性物質の含有について食品衛生法上問題のないものであることを周知する。 附則 この出荷・検査方針は、令和5年8月18日から適用する。
--	--